

指令第二二七四三號

嘉義廳哆囉囑東頂堡牛肉崎庄四七七番地

曾潤

大正六年十一月十五日附願嘉義廳果毅堡
果毅後庄一四二九番官有山林 面積？
甲叁分八厘貳毫五絲拂下ノ件許可候條左ノ
通心得ヘシ

大正七年十月二十五日

台灣總督 明石元二郎

- 一、賣渡代金ハ金五圓七拾四錢トス
- 二、土地ノ引渡ハ嘉義廳長ニ請求スヘシ
- 三、賣渡地ノ登記其ノ他ニ付テハ嘉義廳長ノ指揮
ヲ承クヘシ
- 四、第一項ノ地代金ヲ官ノ指定スル期限内ニ完納セ
サルキハ本許可ヲ取消スコトアルヘシ

